

No	該当箇所							質問	回答
	頁	第	数字	(数字)	カナ	(カナ)			
1	2	1		5	イ			市営住宅整備業務の項目として「コミュニティづくり支援業務」とありますが、具体的にどういったもので対象は誰でしょうか。	要求水準書（案）17頁「第4・4 コミュニティづくり支援業務」をご確認ください。
2	4	1	2	2				現状貴市にて想定されています予定価格の参考値があれば教えて戴けますでしょうか。	予定価格は、入札説明書等にてお示しします。 なお、事業費総額については、3月市議会定例会後に公表予定の予算書を参考にしてください。
3	5	2	1	5				提案審査において、現時点で貴市にて検討されている定量点および定性点の配分があればご教示ください。	入札公告時に公表する落札者決定基準にてお示しします。
4	9	2	4					他行政では建設企業が設計企業を兼ねる場合、参加者名簿において建築一式工事で登録されていればコンサルタント業務で登録されていなくても参加可能でした。同様の扱いは可能ですか。	本市では建設企業が設計企業を兼ねる場合、設計企業としても参加者名簿における「建築関係建設コンサルタント業務」での登録が必要です。 なお、令和4年度の追加登録については、【実施方針QA】No. 6の回答をご参照ください。
5	10	2	4	1	ウ			SPCの設立について、PFI事業者（落札者）となった入札参加者は、SPCを設立できるとなっていますが、SPCを設立しなくても良いと考えてよろしいでしょうか。 また、その場合各構成員との契約及び支払いについてはどのような手法をお考えでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおり、SPCの設立は任意です。 各構成員との契約及び支払いについては、入札公告時に公表する事業契約書（案）にてお示しします。
6	12	2	4	2	イ			設計企業・建設企業・工事監理企業の参加資格要件に「令和4年度時点の八尾市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること」とあります。令和4年度の申込受付はすでに終了していますが、申込を行っていない企業が追加で登録を行う等の手段で構成企業になることは可能ですか。	令和4年度の参加者名簿の追加登録はできません。
7	14	2	4	2	イ	エ		入札参加者の参加資格要件（業務別）のうち、入居者移転支援業務企業は、「移転者支援業務、住替者支援業務等に精通していること」と記載がありますが、公共事業（PFIを含む）における同種業務のほか、民間事業における同種の経験・実績も有効でしょうか。	ご理解のとおり、有効です。
8	14	2	4	2	イ	エ		入札参加者の参加資格要件（業務別）のうち、入居者移転支援業務企業は、何らかの業種・業態で八尾市の「参加者名簿」に登録されている必要はございますか。	入居者移転支援業務企業が、市の参加者名簿に登録されている必要はありません。
9	28							リスク分担表にアスベストのリスクについて特に文言がございませんが、「市が事前に把握し、公表した文化財、土壌汚染調査資料により、予見できることに関すること」及び「上記資料により、予見できない文化財、土壌汚染に関するもの」と同様のリスク負担の考え方でよろしいでしょうか。	実施方針のリスク分担表はあくまで主たる内容を例示したものです。 詳細は、入札公告時に公表する事業契約書（案）にてお示しします。
10	29							リスク分担表において建設物価の価格変動に関するものが（注4）となっており具体的な内容は事業契約（案）で公表するとなっておりますが、物価スライドを採用していただけたと考えてよろしいでしょうか。 また、工事代金額は事業契約時を変動前とし、変動率については物価指数等に基づき協議すると考えてよろしいでしょうか。	物価スライドについて採用予定です。 詳細は、入札公告時に公表する事業契約書（案）にてお示しします。
11								先日、現地見学会にて調査をした際に廃棄物が相当量見受けられましたが、一般廃棄物の処分（集積・積込・運搬・処分）は当該事業の積算対象外との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）24頁「第4・20・ア 廃棄物の処理に関する支援業務」をご確認ください。 なお、入札公告時に関連資料の公表を予定しています。
12								現地見学会において、4号棟周辺に既存住戸の退去の際に残置されたとみられる電化製品・家財道具等を確認しました。これらは特定事業契約を結び用地が引き渡された時点で撤去されているものと考えて宜しいですか。	【実施方針QA】No. 11の回答をご参照ください。
13								工事に関する配置監理技術者について今回公表頂いた資料の中には記載がありませんが実施設計終了後、工事着手時からの配置と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14								事業費の上限額（予定価格）は今後公表して戴けるのでしょうか。	【実施方針QA】No. 02の回答をご参照ください。